

「大阪府食品国民健康保険」加入・脱退などの手続き

★ 加入要件

- ①飲食業を営む個人事業主およびその従業員および家族
- ②大阪府に事業所および住居を有する者

★ 保険料 (所得に関係なく定額)

事業主 22,000円

従業員 6,500円

家族 6,000円

(全ての40歳～64歳までの方は介護保険料2,500円が加算されます)

★ 事業主加入に必要な書類

- ①国民健康保険被保険者資格取得届
- ②営業許可証コピー
- ③事業所加入確認書
- ④個人事業の開廃業届のコピーまたは、事業税の領収証のコピー、または確定申告書B表のコピー
- ⑤世帯全員の続柄の記載がある住民票
(外国籍の方は、国籍、在留の資格、在留期間が記載されているもの)
- ⑥現在加入している健康保険の被保険者証のコピーまたは、加入していた健康保険の資格喪失証明書(当月内のもの)
※前加入していた健康保険を喪失してから月日が経過している場合は、一旦市の国保に加入する必要があります。
- ⑦世帯の中で、社保・国保組合等の加入者がいれば、その被保険者証のコピー
- ⑧世帯の中で、65歳～74歳の後期高齢者医療制度の加入者がいれば、その被保険者のコピー
- ⑨加入月1ヶ月分の保険料

★ 従業員加入に必要な書類

- ①国民健康保険被保険者資格取得届
- ②世帯全員の続柄の記載がある住民票
(外国籍の方は、国籍、在留の資格、在留期間が記載されているもの)
- ③現在加入している健康保険の被保険者証のコピーまたは、加入していた健康保険の資格喪失証明書(当月内のもの)
※前加入していた健康保険を喪失してから月日が経過している場合は、一旦市の国保に加入する必要があります。
- ④世帯の中で、社保・国保組合等の加入者がいれば、その被保険者証のコピー
- ⑤世帯の中で、65歳～74歳の後期高齢者医療制度の加入者がいれば、その被保険者のコピー
- ⑥加入月1ヶ月分の保険料

★ 事業主および従業員・家族が脱退するときに必要な書類

- ①国民健康保険被保険者資格喪失届
- ②被保険者証

★ 事業所が「法人」に事業形態を変更される場合は、必ず速やかに「健康保険適用除外の承認」申請もしくは、食品国民健康保険を脱退し、社会保険に加入する手続きをする。